平成２６年（フ）第３３０号
千葉県船橋市山野町177番地４　エステートピアクレスト202号
債務者　森本　隆之
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３５号
千葉県船橋市薬円台３丁目16番５―301号
債務者　中台　昭弘
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４０号
千葉県船橋市藤原７丁目30番12号　コーポふらわあ102号
債務者　前田　桂子（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４５号
千葉県船橋市滝台２丁目13番13―410号
債務者　加藤　千恵
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６７号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住２棟20302号
債務者　末永　貞夫
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８４号
千葉県船橋市三山３丁目５番７号　カーサグレイス101号
債務者　佐々木伸也
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１６号
千葉市中央区都町1117番地63
債務者　橋本　美幸
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８０４号
名古屋市千種区振甫町２丁目51番地の２　シャトー振甫302号
債務者　杉村　浩一
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５号
北海道小樽市長橋４丁目６番12号
債務者　小松　辰雄
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４７号
北海道小樽市松ケ枝２丁目２番31号　山下コーポラス101号、前住所北海道小樽市緑２丁目20番15号　森アパート２Ｆ左
債務者　町野　文江
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４９号
北海道小樽市高島１丁目４番13号
債務者　宮　　敏子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５９号
北海道苫小牧市有珠の沢町４丁目７番３号
債務者　村上木綿子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５号
岩手県遠野市松崎町白岩８地割20番地２　ヒルズ・ビラＢ101号室
債務者　仁田久美子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０６号
仙台市青葉区旭ケ丘４―24―25、住民票上の住所仙台市青葉区中江２丁目２番６号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
仙台市宮城野区新田東３丁目16番地の４　サンヴァーリオ新田駅前Ⅱ―301
債務者　佐伯　順子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係